

障害者権利委員会 一般的意見 7 号を公表

2018/10/03

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会は、障害者が自身に関わる問題に参加・関与する権利(障害者権利条約 4 条 3、33 条 3)に関する一般的意見 7 号を公表した。この一般的意見は、障害者の代表団体を通じて障害者と協議する方法に関する有用な具体的な勧告である。例えば、意思決定プロセスに関する利用可能な情報の整備、障害者包摂の方法の確立、代表団体の活動・支援のための国内・国際資金の利用の確保が含まれている。また、障害者の団体が定義され、障害者の結社の自由、平和な集会・表現の権利の尊重が彼らの参加と協議に不可欠であることも明記されている。委員長は、「私自身が団体に公的活動を行う障害者であり、障害者の力を知っている」と述べている。この一般的意見で委員会は、障害者と協議することは、より包摂的な社会と環境に寄与する法律・政策・プログラムに繋がることを想起させようとしている。

自由権規約委員会開催の予定

2018/10/04

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会が10月8日～11月2日に開催される。この会期では、ベラルーシ、ベリーズ、ブルガリア、ギニア、スーダン、セントビンセント・グレナディーンの審査が行われる。会合の様子はインターネット中継され (<http://webtv.un.org/live/>)、委員会の最終見解は11月1日に公表される予定である。自由権規約委員会は、自由権規約締約国(現在172カ国)の規約遵守を監視する機関である。締約国は定期的に委員会の審査を受けなければならない。委員会は世界から選出された18名の人権専門家から成り、彼らは自国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の条約上の人権義務の履行を独立に評価するものである。

ノーベル平和賞受賞者に対する人権高等弁務官のコメント

2018/10/05

国連人権高等弁務官事務所

今年のノーベル平和賞受賞者がナディア・ムラドさんとデニ・ムクウェゲさんに決定したことを受けて、バチレレ人権高等弁務官がコメントを公表した。内容は以下のとおり。今回ノーベル平和賞を受賞する 2 人ほど価値ある受賞者を想像するのは難しい。両名が性暴力の蔓延と戦争武器としてのレイプに対して並外れた勇気を示し、粘り強く効果的な運動をしてきたことを今回の受賞は十分に認めたものである。ナディア、デニ、あなた方に対する敬意と感謝は言葉では言い表せない。あなた方は性暴力被害女性の苦しみが理解され取り上げられ、彼女らの尊厳が回復されるために闘ってきた。あなた方が女性の権利、正義、マイノリティの権利、全ての人々の権利のために立ち上がってきたように、人々を立ち上がらせる必要がある。あなた方が活動してきたすべてに感謝したい。

社会権規約委員会 締約国と会合

2018/10/05

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会は社会権規約締約国と会合をもち、簡素化された報告手続、2020年の条約機関制度の見直し、委員の選出について意見交換を行った。委員長は、2020年の条約機関制度の見直しの討議には本委員会も参加しており、活動方法の調和、負担の軽減、重複の問題が取り上げられていると述べた。委員の1人は、10月9日に行われる規約15条(科学とその進歩の利益を享受する権利)に関する一般討論は科学の規範的内容の定義の進展に役立つであろうと述べた。個人通報作業部会委員は、これまでに57の通報が登録され、そのうち14件が受理不能となり、37件が審理未了、4件が本案について決定があったと報告した。出席した締約国(アイスランド、ポーランド)は、簡素化された報告手続は特に小国にとってプラスの変化であること、2020年の見直しは他の人権機関との活動の調和のために重要であることなどに言及した。

子どもの権利委員会第 79 会期閉幕

2018/10/05

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 79 会期が閉幕した。今会期では、モーリタニア、エルサルバドル、ラオス、ニジェール、ベニン、サウジアラビアの報告書が審査された。また、スペインとベルギーに関わる個人通報 2 件が審理され、どちらも条約違反と判断された。さらに、簡素化された報告手続、2020 年の条約機関制度の見直しなどに関する活動方法が討議され、一般的意見 10 号(少年司法における子どもの権利)の改正が検討された。9 月 28 日には、子どもたちの参加も得て「人権擁護活動家としての子どもの保護・エンパワー」に関する一般討議が行われ、“子どもとともに子どもについて討議する”ことが実現した。南スーダンの批准により武力紛争への子どもの関与と子どもの売買等に関する議定書締約国はそれぞれ 168 カ国、175 カ国、エクアドルとサンマリノの批准により個人通報議定書締約国は 41 カ国になった。第 80 会期は 2019 年 1 月 14 日～2 月 1 日に開催される。

自由権規約委員会第 124 会期開幕

2018/10/08

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 124 会期が開幕した。開会の挨拶をした人権高等弁務官事務所の代表は、バチエレ人権高等弁務官が人権理事会第 39 会期で、委員会の活動は重要であり、人権条約機関の存在と勧告は不平等・差別などの人権侵害の防止・緩和・停止の基礎となると述べたことを紹介した。また、事務所は人権侵害の防止、市民活動の確保、人権の世界的支持の拡大に重点を置く運営計画(2018-2021)を開始し、さらに、デジタル空間・腐敗・不平等、立退き・移動などの新たな人権問題を調査する意向であると説明した。加えて、事務総長の人権機関制度に関する報告書では、委員会のスタッフの不足が取り上げられていることにも言及した。個人通報作業部会からは、先週 22 件の通報を審理し、14 件を規約違反、1 件を違反なし、6 件を受理不能にしたとの報告があった。会期の模様はインターネット中継される (<http://webtv.un.org/meetings-events/>.)。

人権専門家が気候変動への即時対策を求める

2018/10/08

国連人権高等弁務官事務所

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が報告書を公表した。報告書には、気候変動への対処には社会のあらゆる側面での迅速・広範囲・前例のない変化が必要であり、気温上昇を産業革命前の1.5度以下に留めるには、強力な政策とパリ協定以上の熱意が必要であると記されている。そして、2度の上昇で多くの人々の人権が侵害され、熱波・巨大暴風雨などの極端な気象現象が多発し、水や農産物が減少し、“温室地球”のリスクが高まることが示されている。人権と環境に関する特別報告者は、「気候変動は健全な環境の権利とともに生命・健康・食糧・住居・水など広範な人権に破壊的影響をもたらす。すでにアメリカでハリケーン、欧州で熱波、アフリカで干ばつ、アジアで洪水が起きている。環境を汚染しない経済と科学への転換の緊急性に関する科学者の警告は、25年間にさらに強くなっている。各国は人権義務を果たし、パリ協定以上の行動をとらなければならない」と述べている。

特別報告者がノーバル平和受賞者を歓迎

2018/10/08

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が、コンゴ人の婦人科医であるデニス・ムクウェグさんと暴力のサバイバーであるナディア・ムラドさんが、性暴力を含むジェンダーに基づく暴力撲滅において際立った役割を果たしたことでノーバル平和賞を受賞したことを歓迎した。特別報告者は両氏が女性の権利に多大な貢献をし、性暴力が女性や少女にもたらす恐ろしく破壊的な影響の暴露・闘いに勇気をもって取り組んできたことに感謝の意を述べた。また、今回の決定は、両氏のように時には我が身を危険にさらしながら、生涯を捧げて女性に対する暴力と闘う世界中のすべての活動家を支持し、女性に対するジェンダーに基づく暴力と闘う努力を強化する必要性を認めたものであると述べた。そして、女性に対するジェンダーに基づく暴力防止に日々努めるすべての人々に対する支持を繰り返し、すべての政府・関係者に防止努力を強化するよう求めた。

社会権規約委員会 科学の進歩の利益を享受する権利を討議

2018/10/09

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会では、規約 15 条(科学の進歩とその利用による利益を享受する権利、科学的権利と経済的・社会的・文化的権利との関係)に関する一般的意見草案について一般討議が行われた。討議は以下の 4 つのパネルで行われた。①科学の進歩とその利用による利益を享受する権利の規範的内容、②同権利と他の権利との関係、③同権利に対する制限・競合する権利、④同権利を実現する締約国の義務と責任の範囲、である。討議には、スペイン科学省の代表、ユネスコ、国連社会開発研究所、国内人権機関、大学研究者らがパネリストを務め、その他多くの参加者が発言した。委員長は、「これまでの締約国との対話では 15 条はあまり話題とされなかったため、この討議は 15 条に関する一般的意見の内容を検討する良い機会である」と述べた。この一般的意見は 2019 年秋の第 66 会期で採択されることが期待されている。

世界死刑廃止デー 人権専門家が共同声明

2018/10/10

国連人権高等弁務官事務所

世界死刑廃止デーに際し、11名の特別報告者らが共同声明を発表した。内容は以下のとおり。世界の女性死刑囚は少なくとも500人と推定されるが、これは氷山の一角に過ぎない。かなりの女性死刑囚が過去にジェンダーに基づく暴力・虐待・トラウマを受けているが、裁判所はそうした女性の経験に配慮せず、家庭内虐待を減刑理由とすることは極めて少ない。また、彼女らのほとんどが深刻な社会経済的剥奪の中で育ち、非識字であるため、自身で証言したり有能な法的代理人を得ることができない。多くの場合、裁判所は女性を犯行だけで判断するのではなく、不誠実な妻であることなど不道德な点も判断材料にしている。さらに、女性死刑囚は刑務所内でも暴力を受けやすく、女性の保健医療を利用できず、社会的烙印のために家族からも孤立する。各国に対して、女性・少女に対するすべての死刑判決を見直し、捜査・裁判においてジェンダーに基づく対応・政策を採用するよう求める。

自由権規約委員会 活動方法を討議

2018/10/11

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は活動方法について討議し、条約機関議長会議(5月29日～6月1日)で作成された文書「全条約機関の最終見解・決定・見解フォローアップの共通手続に盛り込むべき要素」を取り上げた。委員長は、締約国が条約機関により異なるフォローアップ手続に不自由を感じているため、議長会議の文書は締約国にとって予想可能であり、遵守されるフォローアップ手続を目指すものであると説明した。そして、委員会は文書の提案を受け入れることも、拒否することも、一部を留保することも可能であると述べた。委員からは、文書ではNGOや市民社会の役割が周縁化されていること、規定が詳細すぎること、勧告が3,500ワードに制限されていること、各委員会で決定すべき項目も含まれていることなどに懸念が示された。討議の結果、委員会は議長会議の提案をおおむね受け入れることとし、提案に対する理解と具体的な留保について声明を発表することとなった。

国際ガールズ・デー

2018/10/11

国連人権高等弁務官事務所

国際ガールズ・デーに際し、9名の特別報告者らが共同声明を発表した。内容は以下のとおり。年齢とジェンダーに関わる有害なステレオタイプ・偏見のために少女は危険な状況に置かれている。少女特有の状況・難題を認識し、彼女らの人権実現確保のためにさらに行動しなければならない。「持続可能な開発目標」は少女が差別やジェンダーに基づく暴力を受けずに成長し、ジェンダーや年齢が平等な機会とエンパワメントの障壁とならない世界を目指しているが、まだ実現されていない。各国政府と国際社会は少女の人権侵害中止の活動の際には、少女を活動の担い手とみなし、解決策の特定・実施への彼女らの積極的な参加を確保すべきである。多くの場合、少女は二重差別に直面し、沈黙を求められ、弱く非力な存在として描かれているが、少女は強く、勇敢で、賢く、有能である。彼女らの発言に耳を傾け、成功の機会を与え、彼女らの人権を尊重・保護・実現しなければならない。

社会権規約委員会第 64 会期閉幕

2018/10/12

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 64 会期が閉幕した。今会期ではドイツ、マリ、アルゼンチン、トルクメニスタン、南アフリカ、カーボヴェルデの審査が行われ、最終見解と勧告が採択された。また、1 件の個人通報が審理され、受理不能とされた。さらに、規約 15 条(科学の進歩とその利用による利益を享受する権利、科学的権利と経済的・社会的・文化的権利の関係)に関する一般討論が行われた。まもなく 15 条に関する一般的意見草案がまとまる予定である。第 65 会期は 2019 年 2 月 18 日～3 月 8 日に開催され、ブルガリア、カメルーン、エストニア、カザフスタン、モーリシャス、スロバキアの審査が行われる予定である。

企業と人権に関する作業部会 企業の人権に関する責任に言及

2018/10/17

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会議長が、報告書を国連総会に提出し発言した。内容は以下のとおり。世界中の多くの企業が人権に関する責任を無視し、政府も企業活動に対する規制・指導を怠っている。企業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則に従って、人権に相当な注意を払うよう求める。この注意は、人々への悪影響の防止に対して向けられるものであり、バリュー・チェーン全体での人々へのリスクの特定・明確化・周知・防止・救済が含まれる。ビジネスが人権・尊厳にもたらす悪影響への対応を進めることが喫緊の課題である。ほとんどの企業は人権に関する責任を知らず、あるいは注意を払おうとしない。情報手段や情報源が無数にある今、企業は行動しない理由として知識不足を挙げることはできない。企業は今すぐ行動を開始すべきであり、投資家・政府は企業にこれを喚起すべきである。

制裁に関する専門家 一方的制裁を懸念

2018/10/17

国連人権高等弁務官事務所

制裁が人権にもたらす影響に関する特別報告者が、報告書を国連総会に提出し発言した。内容は以下のとおり。罪のない人々から食糧・医薬品を奪う一方的制裁は即時中止すべきである。金融取引や輸出入の制限に関する一方的制裁が対象国の人々の人権を侵害する場合は、違法であり倫理に反する。国家間の相違は平和的手段で解決すべきであり、罪のない人々を集団的処罰にさらしてはならない。国際人権法は自由で妨害のない人道物資へのアクセスを求めている。国際司法裁判所は先日の裁定で、制裁において効果的な人道的除外を確保する政府の義務を改めて表明した。社会権規約委員会もまた、国際的平和・安全に関わる規範に反する国家指導者の決定のために、住民が基本的社会権を剥奪されてはならないとしている。国際社会に対し、こうした罪のない人々への苦痛の強制は法と倫理の違反とみなし、一方的制裁措置と法の支配に関する宣言の作成に参加するよう求める。

女性差別撤廃委員会開催の予定

2018/10/18

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が10月22日～11月9日に開催される。この会期では、バハマ、コンゴ、ラオス、モーリシャス、ネパール、サモア、タジキスタン、マケドニアの女性の権利について審査が行われる。これらの国々は女性差別撤廃条約の締約国であり、条約の実施状況について定期的に委員会の審査を受ける。委員会は各国の政府代表と対話し、NGOや国内人権機関からも意見を聞き、各国に対する最終見解・勧告を11月12日に公表する予定である。女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約締約国(現在189カ国)の条約遵守を監視する機関である。世界中から選ばれた23名の人権専門家から成り、彼らは締約国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、条約上の人権義務の各国の遵守を独立に評価するものである。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2018/10/19

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号の草案について第二読会が行われ、パラグラフ 65 と 66 が採択された。パラグラフ 65 は、環境悪化、気候変動、持続不可能な開発に関するものであり、各国に対して、持続可能な環境基準を開発し、予防措置原則とともに実施するよう求めている。パラグラフ 66 は、領域内・管轄下にあるすべての人々の規約 6 条の権利を尊重・確保する各国の義務に関するものである。このパラグラフに関しては、海上での管轄、登録船舶・航空機の管轄などが討議され、修正された後に採択された。さらに、武力紛争と生命の権利に関するパラグラフ 67 についても討議が開始され、討議は 24 日に再開される予定である。一般的意見 36 号の起草は 2015 年 7 月に始まった。草案の第一読会は 2017 年 7 月に終了し、第二読会は同年 10 月から行われている。

極度の貧困に関する専門家 無規制の民営化に警告

2018/10/19

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困に関する特別報告者が、報告書を国連総会に提出し発言した。内容は以下のとおり。多くの社会でみられる公共部門の広範な民営化によって、人権保護が組織的に除去され、貧困者はさらに周縁化されている。世界銀行、IMF、国連自身でさえ、人権・貧困者への影響を考慮せずに基本サービスの民営化を積極的に進めており、人権グループもその悪影響に十分に対応していない。刑事司法、社会保護、刑務所、教育、基本的保健などの民営化は権利保護を犠牲にして行うことは許されない。民営化は資源管理・赤字予算削減の解決策として支持されているが、実際には公共財・公共空間や思いやりなどを無価値とするガバナンスの観念体系となっている。既存の人権の責任追及メカニズムは、大規模で蔓延する民営化の課題に適切に対処していない。広範な民営化の影響に組織的に対処し、人権と責任追及を民営化の中心に置く新たな方策を開発する必要がある。

健康に関する専門家 移住者家族の分離の中止を求める

2018/10/19

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。移住者の子どもを家族から分離する法・政策は精神の健康に悪影響を与えるものであり、速やかに撤廃されるべきである。移動中の家族の統合を損なうことは、子どもや青少年の精神の健康と福利に弊害をもたらし、長期に渡って将来の世代にも影響を与える。移住者の抑留に抑止効果はなく、漸次廃止されるべきであり、子どもと精神・認知・知力に障害のある移住者の抑留は直ちに廃止されなければならない。指導者・政治家・権力者による外国人を排斥する言動は、コミュニティに不信・軽視・不寛容を生む。否定的な態度・会話がもたらす恐怖や不寛容は移動中の人々の精神の健康や福利を傷つけるだけでなく、可能性を与える環境の整備を脅かし、一般の人々の精神の健康や福利にも悪影響をもたらす。我々すべてがこうした差別的で外国人を排斥する傾向を止めなければならない。

非正規移住者の扱いに関する共同声明

2018/10/19

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会・子どもの権利委員会・女性差別撤廃委員会の各委員長と移住者の人権に関する特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。非正規移住に対して厳格な国境管理によって対処し犯罪とすることは、行き過ぎた移住統治であり、不寛容・外国人排斥、移住者の社会的排除につながる。非正規移住の抑制策として、非正規移住だけを理由に子どもを親から分離する政策は衝撃的であり、子どもの人権侵害である。母親にとって、子どもから引き離されることは想像を絶する苦難である。すべての移住者には個別の審査・評価が必要であるが、この手続きを怠ることは、適正手続保障、ノン・ルフールマン原則、子どもの最善の利益に反する。すべての政府は、非正規移住者の抑留を中止して代替措置をとり、彼らの移住の根本原因に取り組み、安全で利用可能な正規の移住方法を拡大すべきである。

自由権規約委員会 最終見解のフォローアップを討議

2018/10/22

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、最終見解のフォローアップ担当委員が発言し、モンテネグロ、ギリシャ、韓国、ベニン、ルワンダのフォローアップの状況を説明し、これらの国々のフォローアップ評価に関する報告書が採択された。続いて、条約機関議長会議(5月29日～6月1日)で採択され、年次報告書の付属書に含まれている文書「全条約機関の最終見解・決定・所見のフォローアップのための共通手続の要素」が取り上げられた。委員会は、この文書には望ましい共通の実行を示した勧告が含まれているが、これは委員会を拘束するものではないものであると理解した上で、同文書を支持するとした。

アルビニズムに関する専門家 国連総会で発言

2018/10/22

国連人権高等弁務官事務所

アルビニズムの人々の人権に関する独立専門家が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。「持続可能な開発目標」は「誰一人取り残さない」と誓約しているが、この誓約を果たすには、最も取り残された人々に働きかけるための架け橋となる具体的・明確な措置が必要である。こうした措置にはアルビニズムに関する地域行動計画も含まれる。アルビニズムの人々の多くは皮膚ガンのために、30～40歳台で亡くなると言われている。日射量の多い国々は皮膚ガンの脅威を優先課題とし、公衆衛生の問題として取り組むべきである。世界中の多くの地でアルビニズムの人々は最も貧しく周縁化され、複合的・交差的差別に直面し、保健や教育などの公共政策から排除されている。アフリカ地域では彼らのための特別措置が整備されているが、他の地域もこれに続き、彼らを周縁から救うための具体的行動計画を策定すべきである。

対外債務と人権に関する専門家 緊縮財政の女性への影響に言及

2018/10/22

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権に関する独立専門家が、国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。緊縮措置と経済改革は、男性よりも女性に悪影響をもたらす傾向がある。女性の人権とジェンダー平等を無視した、マクロ経済の目標達成のための差別的な経済政策は正当化できない。政策策定や経済改革において、女性の無償のケアワークはしばしば軽視され、主な経済学的考察は、家庭内の無償のケアワークの価値と経済への貢献を考慮に入れていない。緊縮政策と財政再建策は最も脆弱な人々を直撃するが、その多くは女性である。中でも影響を受けるのは、ひとり親、若年者、障がい者、高齢、難民、移住者、LGBTI、民族的・宗教的・言語的マイノリティ、農山漁村の女性、そして極度の貧困状況にある女性である。こうした構造的問題には、ジェンダーに明確に焦点を合わせた人権影響評価を用いて対処すべきである。

宗教と信念の自由に関する専門家 人権を無視したテロ対策に言及

2018/10/22

国連人権高等弁務官事務所

宗教と信念の自由に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。対テロの世界戦争を進めるために導入された国家安全保障措置によって、宗教・信念の自由を含む基本的人権の侵害が無数に生じている。宗教・信念の自由と国家安全保障は競合したり互いに排除するものではなく、相互に補完・依存・強化する関係にある。テロや暴力的な過激主義は人権享有に直接脅威を与えるものであり、政府にはこうした暴力から人々を保護する義務がある。また、テロに対して介入・防止措置をとりつつ、人権義務を履行する義務もある。国連は、宗教・信念の自由と大規模残虐行為の防止に関して、人権枠組みに基づいた様々なツールを開発してきた。例えば、人権理事会決議 16/18 は、信条に基づく不寛容・ステレオタイプ・烙印づけ・暴力・その扇動を撲滅するための措置を規定している。各国政府に対して、こうしたツールを活用するよう求めたい。

食糧の権利に関する専門家 農業労働者の権利保護を求める

2018/10/23

国連人権高等弁務官事務所

食糧の権利に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。農業労働者は最も飢えで苦しんでいる人々であり、国内法の保護からほぼ排除されている。世界の農業労働者は10億人以上、全労働者のおよそ3分の1である。その多くは、労働者を犠牲にし最低限のコストで食糧の増産と収益の最大化に重点を置く工業的食糧システムで雇用されており、ますますの低賃金、パートタイム・非正規労働、社会経済的保護の欠如、危険な労働条件に直面している。農業部門での死亡者は毎年17万人以上に上り、死亡事故の危険性は他の分野の2倍である。特に移住労働者はより厳しい経済的搾取・社会的排除を受け、約1億800万人の子どもが危険な農業労働に関わる恐れがある。農業労働者の労働その他の人権の完全享有は、食糧の権利実現のために不可欠である。各国政府は今こそ彼らの人権侵害の関与者の責任追及と再発防止のために迅速に行動すべきである。

人権擁護活動家に関する専門家 人権擁護活動家の現状を懸念

2018/10/23

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護活動家に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。人権擁護活動家は攻撃や処罰を受け、一層の法的・行政的制限に直面している。政府には彼らを保護する義務があるにも関わらず、こうした状況は世界中で悪化している。2015～17年に1,000人以上の人権擁護活動家が殺害されているが、制度的な不処罰が蔓延している。危険にさらされているのは、攻撃・殺害に直面している人権擁護活動家に留まらず、最終的には我々の権利、民主主義である。今年は人権擁護活動家宣言の採択から20年目に当たり、記念行事として、10月29～31日に第2回人権擁護活動家世界サミット、12月半ばにハイレベル全体会合が予定されている。各国政府には、宣言の確約を再確認してもらいたい。人権擁護活動家は我々とは離れて、あるいは我々の前面で敢然と立ち向かっている存在ではなく、我々各自であり、親・隣人・友人・同僚である。

マイノリティに関する専門家 無国籍の問題に言及

2018/10/23

国連人権高等弁務官事務所

マイノリティの問題に関する特別報告者が発言した。内容は以下のとおり。ロヒンギャやロマなど、すでに人権侵害を受けているマイノリティが、無国籍にされる被害にもさらされている。世界の無国籍者の4分の3以上がマイノリティに属する人々である。国際機関と人権グループに対して、この問題に含まれるマイノリティの周縁化を軽視しないよう求めたい。今なおマイノリティに対する差別的実行に関して、認識・評価・対処がなされていない。無国籍は差別的行為や、無価値で好ましくない存在としての軽視を引き起こすものである。難民高等弁務官事務所は、2024年までに無国籍を撲滅するキャンペーンを行っている。マイノリティの平等な国籍の権利のための世界的な計画は、大規模人道危機、平和・安全への脅威などを防止するためにも必要である。また、人権コミュニティは無国籍の原因に取り組むべきである。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2018/10/24

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案のパラグラフ 67～71 について討議を行った。武力紛争と生命の権利に関するパラグラフ 67 については、予防と均衡性の原則、ドローンを用いた攻撃、攻撃に関する情報開示などが討議された。緊急事態への 6 条の適用可能性に関するパラグラフ 68 については、生命の権利の保護の方法における政府の裁量などが論じられた。6 条の留保に関するパラグラフ 69 については、強行規範性、留保の禁止が討議された。戦争の違法化と国際平和の強化努力に関するパラグラフ 70 については、戦争・武力紛争と人命の喪失との関連性などが取り上げられた。交戦権と生命の権利との相互関係に関するパラグラフ 71 については、武力侵略の国連憲章違反を規定すべきかなどが討議された。委員会は 30 日にこの一般的意見 36 号を正式に採択する予定である。

有害物質・廃棄物に関する専門家 福島原発地域に言及

2018/10/25

国連人権高等弁務官事務所

有害物質・廃棄物に関する特別報告者が発言した。内容は以下のとおり。日本政府に対して、現在進めている避難者の福島の各地への帰還を中止するよう求める。日本政府は2011年の震災後に、福島の年間の放射線量限度を1ミリシーベルトから20ミリシーベルトに引き上げた。これは特に子どもの健康と福利に深刻な影響を与える可能性があり、深い困惑を覚える。2017年の普遍的定期審査で、ドイツ政府が日本政府に対して放射線量限度を原発事故以前のレベルに戻すよう求め、日本政府はこれを受け入れたにも関わらず、日本政府はこの勧告を無視し、実施していない。福島の再建・復興活動が実施される中、福島のほとんどの地域で避難指示が解除され、昨年3月には自主避難者への住宅支援も打ち切られたという。こうした状況下で、多くの人々は、放射線量限度が以前より高く危険な地域へ帰還するよう強制されていると感じている。

超法規的処刑に関する専門家 支援活動家へのテロ対策の影響を懸念

2018/10/25

国連人権高等弁務官事務所

超法規的処刑に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。恣意的殺害の防止において支援活動家の役割は不可欠である。各国政府は、テロ対策・密輸撲滅・社会道德の保護の旗印の下で、連帯の活動を処罰し、救命サービスの提供を妨害している。テロに関して世界的に合意された定義がないために、各国政府は不当に広い定義を用いて、様々な人道的活動をテロに対する支援とみなしている。その結果、テロ組織の支配下の住民に必要な支援が届かなくなっている。安保理に対して、人道的な保護と支援がテロ支援とみなされ、停止され、処罰されてはならないと明確に規定する決議を採択するよう求める。各国政府に対して、密輸禁止に関する法・政策から人道的活動を除外するよう求める。政府は、生命を守る人々ではなく生命を脅かす人々、何よりもまず移住者・庇護申請者を搾取する犯罪ネットワークを起訴すべきである。

人権と環境に関する専門家 健全な環境の権利に言及

2018/10/25

国連人権高等弁務官事務所

人権と環境に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。気候変動、生物多様性の喪失、そして毎年 800 万人以上の死者を出す汚染と闘うために、健全な環境の権利を認めることを各国政府に求める。国連もこの権利を正式に認めるべき時である。すでに 155 カ国が健全な環境の権利の尊重・保護・実現の法的義務を規定し、100 カ国以上でこの権利は憲法上の地位を有し、少なくとも 130 カ国がこの権利を規定する地域人権条約を批准している。世界が健全な環境の権利を認めることは、国内・地域の現行の法的枠組みの補完・強化となり、国連が認めれば、この権利は普遍的に保護しなければならないことになる。汚染その他の環境被害により 4 秒に 1 人が亡くなっている。加速する汚染・気候変動・生物の絶滅に立ち向かうにあたり、誰もが健全で持続可能な環境で生活する権利を有すると認めることは、強力なアプローチとなる。

プライバシーに関する専門家 データ管理の見直しを求める

2018/10/26

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。各国政府と民間分野に対して、コンピューター・ネットワーク上の情報管理を見直し改めるよう求める。データは資本や労働力と同様に主要な経済的資産であり、適切な管理と法的義務の尊重を要する。官民分野でのデータ利用が個人や社会に不信感を招いている。公開されているデータから個人が特定されることにより、大規模なプライバシーの侵害が生じる危険性がある。人々は脆弱なデータ管理を懸念して、公共サービスの利用を避けたり、不完全・不正確な情報を提供するようになり、そのためにデータの精度が低下し、さらには社会に悪い影響をもたらす可能性もある。政府はいかなる情報も公開する前に、プライバシーへの影響を注意深く評価すべきである。また、継続的なデータ保護に関する国際的な枠組みなどを作るべきである。

人身取引に関する専門家 紛争中の女性の人身取引に言及

2018/10/26

国連人権高等弁務官事務所

人身取引に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。人身取引の被害者の多くは女性と少女であり、人身取引は望まない妊娠、強制中絶、性感染症などのさらなるジェンダー被害を引き起こす。しかしながら、和平プロセスや合意には、シェルターや食料へのアクセス、子どもの教育、性と生殖に関わる保健の提供などの保護措置が体系的に盛り込まれていない。紛争中とその後の対応に女性に関わることによって、女性と少女が脆弱であることへの理解が高められる。被害者や女性団体と密接に協力して救済・回復策を策定し実施することは、人身取引の発生・再発の防止に有用であり、女性のエンパワメントにつながる。安保理の「女性・平和・安全保障」の取組みに人身取引を十分に組み入れることが不可欠であり、紛争中と紛争後には、人権に基づくジェンダーに敏感な対応と、被害者のための長期的解決を図るべきである。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見を採択

2018/10/30

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号の最終案を採択した。委員長は、この一般的意見は採択までに長い時間がかかったが、徹底的な修正を重ねた末に完成した文書であるとし、すべての関係者に感謝の意を表した。そして、生命の権利に関する狭い法的解釈に対抗する強いメッセージであり、グローバル化した世界にふさわしいものであり、尊厳の保たれた生命の権利を強調していると述べた。続いて、次の一般的意見で取り上げられるテーマが検討された。候補として 17 条(プライバシーの権利)、21 条(平和的集会の権利)、22 条(結社の自由)が挙げられた。委員会には規約 21 条、22 条に関して多くの先例があり、また、平和的集会、結社の自由は民主的制度や持続可能な開発の一層の機能化に寄与するという点で意見が一致し、暫定的に次の一般的意見のテーマは 21 条とすることが決定された。

自由権規約委員会 締約国と会合

2018/10/30

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は自由権規約の締約国と非公式の会合を行い、活動方法、簡略化された報告手続き、条約機関制度の2020年見直し、関連予算、一般的意見36号(生命の権利)などについて討議を行った。委員長は、委員会は社会権規約委員会と調整した報告手続きを採用する計画であることなどに言及した。委員は、締約国がいつでも選択でき、他の条約機関と調整した、簡略化された報告手続きを採用すべきだと述べた。別の委員は、未審理の個人通報は増加し続け、635件に上っており、委員会には準備段階の文書を作成する職員が不足している現状を強調し、委員会としては審理件数を増やすため2室に分かれて活動する用意があると述べた。日本政府代表も発言し、条約機関制度の強化は人権理事会などの活動も踏まえて検討すべきであるとし、また、多くの個人通報が未審理となっている原因には構造的な問題があるようだと述べた。

ジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーに向けて共同声明

2018/10/31

国連人権高等弁務官事務所

11月2日のジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーに向けて、意見の自由、超法規的処刑に関する各特別報告者と強制失踪作業部会が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。世界中のジャーナリストが政府高官・犯罪組織・テロ集団による脅迫・攻撃に直面しており、数百人が抑留・強制失踪を被り、今年だけで数十人が殺害されたと推定されている。政治指導者が彼らを国民の敵やテロリストに仕立て上げ、人々の敵意を煽っている。政府は、監視などを行い、自由・独立の報道を日々妨害し、ジャーナリストへの犯罪に適切に対処していない。政府に対して、公平・迅速・徹底・独立・効果的な捜査を行う義務を果たすよう求める。加害者と責任者は訴追・処罰され、被害者とその家族は救済を受けなければならない。緊急課題として、人権理事会のジャーナリストの安全に関する今年の決議など、国際的な法的枠組を実施するよう求める。

普遍的定期審査作業部会開催の予定

2018/10/31

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期審査作業部会第 31 会期が、11 月 5～16 日に開催される。この会期で審査されるのは、サウジアラビア、セネガル、中国、ナイジェリア、メキシコ、モーリシャス、ヨルダン、マレーシア、中央アフリカ、モナコ、ベリーズ、チャド、コンゴ、マルタの 14 カ国である。これらの国の代表は作業部会に対して、人権義務の履行状況、特に前回の審査の際の勧告を実施するためにとった措置を説明し、作業部会から積極的な進展を評価され、課題を指摘される。各国の審査は 3 時間半行われ、さらに 30 分間で各国に対する勧告が作成される。この会期の結果文書は、2019 年 3 月の人権理事会第 40 会期で採択される予定である。普遍的定期審査制度は 2007 年 6 月に人権理事会の決議で設けられた。今会期の審査は 3 巡目の普遍的定期審査の第 5 会期目にあたる。作業部会は人権理事会全理事国で構成されている。